提供命令申立書

（Google Maps２回目用）

令和●年●月●日

東京地方裁判所民事第９部御中

申立人手続代理人弁護士 ●

提供命令申立事件

当事者の表示 別紙当事者目録に記載

手続規則4条2項に係る事件 東京地方裁判所令和●年（発チ）第●号

1. 申立ての趣旨

　別紙主文目録記載の裁判を求める

1. 申立ての原因
	1. 提供命令の申立ての原因
		1. 本案係属要件

　本件申立に先立ち、申立人は、相手方に対し、上記の発信者情報開示命令の申立てをした。

* + 1. 必要性要件

　アカウント登録者と投稿者が異なる場合、投稿者を特定するには、別紙発信者情報目録記載２の各情報では足りず、接続プロバイダに対する発信者情報開示請求が必要となる。

　ところが、接続プロバイダの通信記録の保存期間は、多くは３～６か月程度である（甲●：ログ保存期間）。

* + 1. 小括

　そのため、「発信者情報開示命令の申立てに係る侵害情報の発信者を特定することができなくなることを防止するため」（法15条1項）、早期に接続プロバイダの名称等につき提供を受ける必要がある。

* 1. 結論

　そこで、申立人は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律１５条１項に基づき、申立ての趣旨記載のとおり、提供命令を申し立てる。

以上

証拠方法

　証拠説明書に記載

附属書類[[1]](#footnote-1)

* 1. 申立書の写し １通
	2. 甲号証写し 各１通
	3. 証拠説明書 ●通

（別紙）主文目録

１　 相手方は、申立人に対し、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を書面又は電磁的方法により提供せよ。

イ　相手方が、別紙発信者情報目録記載２の各情報のうち、相手方が保有するものにより、別紙投稿記事目録記載の情報に係る他の開示関係役務提供者（当該情報の発信者であると認められるものを除く。以下同じ。）の氏名又は名称及び住所（以下「他の開示関係役務提供者の氏名等情報」という。）の特定をすることができる場合 当該他の開示関係役務提供者の氏名等情報

ロ　相手方が、別紙発信者情報目録記載２（**（3）を除く**）の情報を保有していない場合又は保有する当該情報により上記イに規定する特定をすることができない場合 その旨

２　 相手方が、前項の命令により他の開示関係役務提供者の氏名等情報の提供を受けた申立人から、申立人が当該他の開示関係役務提供者に対して別紙投稿記事目録記載の情報についての発信者情報開示命令の申立てをした旨の書面又は電磁的方法による通知を受けたときは、相手方は、当該他の開示関係役務提供者に対し、別紙発信者情報目録記載２の各情報のうち相手方が保有するものを書面又は電磁的方法により提供せよ。

（別紙）発信者情報目録

１　アカウント情報

　別紙投稿記事目録記載のアカウントに登録されている以下の各情報。ただし、裁判所が発令する日において相手方が保有しかつ直ちに利用可能なものに限る。

(1) 電話番号

(2) 電子メールアドレス

２　侵害関連通信に関する情報[[2]](#footnote-2)

　別紙投稿記事目録記載の投稿に用いられたアカウントに関する以下の各情報。

(1) 別紙投稿記事目録記載の投稿より後のログインに使用されたIPアドレス。ただし、本命令告知時において相手方保有するもののうち、当該投稿と最も時間的に近接したもの。

(2) 別紙投稿記事目録記載の投稿より後のログアウトに使用されたIPアドレス。ただし、本命令告知時において相手方保有するもののうち、当該投稿と最も時間的に近接したもの。

(3) 前各項のIPアドレスが割り当てられた電気通信設備から、相手方の用いる電気通信設備へ同IPアドレスを用いた通信が送信された年月日及び時刻。

（別紙）当事者目録

〒●

 申立人 ●

〒●

●法律事務所（送達場所）

電話　● ＦＡＸ ●

メールアドレス　●

 申立人手続代理人弁護士 ●

アメリカ合衆国１９８０８

デラウェア州ウィルミントン、リトル・フォールズ・ドライブ２５１

 相手方 Google LLC

 上記代表者（日本における代表者） グーグル・テクノロジー・ジャパン株式会社

 上記代表者代表取締役 ケネス・イ

〒●

●法律事務所（送達場所）

電話　● ＦＡＸ ●

 相手方手続代理人弁護士 ●[[3]](#footnote-3)

（別紙）投稿記事目録

|  |  |
| --- | --- |
| 投稿URL | https://www.google.com/maps/contrib/●/place/●/ |
| 投稿者URL | https://www.google.com/maps/contrib/●/reviews/ |
| 投稿者名 | ● |

令和●年（発チ）第●号　発信者情報開示命令申立事件[[4]](#footnote-4)

申立人　●

相手方　Google LLC

訂正申立書[[5]](#footnote-5)

令和●年●月●日

東京地方裁判所民事第９部御中

申立人手続代理人弁護士　●

　頭書事件の発信者情報目録を別紙のとおり訂正します。

以上

（別紙）発信者情報目録

１　アカウント情報

　別紙投稿記事目録記載のアカウントに登録されている以下の各情報。ただし、裁判所が発令する日において相手方が保有しかつ直ちに利用可能なものに限る。

(1) 電話番号

(2) 電子メールアドレス

２　侵害関連通信に関する情報

　別紙投稿記事目録記載の投稿に用いられたアカウントに関する以下の各情報。

(1) 別紙投稿記事目録記載の投稿より後のログインに使用されたIPアドレス。ただし、本命令告知時において相手方保有するもののうち、当該投稿と最も時間的に近接したもの。

(2) 別紙投稿記事目録記載の投稿より後のログアウトに使用されたIPアドレス。ただし、本命令告知時において相手方保有するもののうち、当該投稿と最も時間的に近接したもの。

(3) 前各項のIPアドレスが割り当てられた電気通信設備から、相手方の用いる電気通信設備へ同IPアドレスを用いた通信が送信された年月日及び時刻。

1. 本案事件で提出しているため、委任状、資格証明書は不要 [↑](#footnote-ref-1)
2. １回目の提供命令を「前のログイン」だけで申し立てている場合に、Googleから「保有していない」と回答されるか、第２事件相手方（接続プロバイダ）から「ログ保存期間切れ」等と回答された場合に、「後のログイン」と「ログアウト」を請求する [↑](#footnote-ref-2)
3. すでに相手方代理人が就いているので、当事者目録に記載する [↑](#footnote-ref-3)
4. 本案の事件番号 [↑](#footnote-ref-4)
5. 本案の発信者情報目録と提供命令申立ての発信者情報目録は同じにする必要がある（法15条1項1号イ） [↑](#footnote-ref-5)